

## 相続人の範囲と相続順位

**Q** : よく耳にする「相続」とはどのようなことですか。また、相続人には誰がなってどのような割合で分けるのですか？

**A** : 相続とは被相続人の権利義務を承継することです。この権利義務を承継する割合は(法定相続分)相続人によって定められていますが、相続人間で協議してこの割合を決めることもできます。

### 【解説】

「相続」とは、死亡した者(被相続人)に係る権利義務を承継することです。

相続人になれる者の範囲と順位は、民法において次のように定められており、それ以外の者は相続人になることはできません。

第一順位 配偶者と子

第二順位 配偶者と父

第三順位 配偶者と兄弟姉妹

また、権利義務を承継する割合(法定相続分)は、次のように定められています(該当者が2人以上いる場合は等分します)。

①配偶者と子が相続人の場合

配偶者 1/2

子 1/2

②配偶者と父が相続人の場合

配偶者 2/3

父 1/3

③配偶者と兄弟姉妹が相続人の場合

配偶者 3/4

兄弟姉妹 1/4

ただし、実際の遺産分割はこの割合によらず、相続人間で協議して決めることができます。

